

# 働く女性・男性のための出産、育児に関する制度

## 1. 産前・産後の健康管理

- 妊産婦(妊娠中及び出産後1年を経過しないもの)は、事業主に申し出ることによって、次の保健指導、健康診査を受けるための時間を確保することができます。
  - 妊娠23週までは4週に1回
  - 妊娠24週から妊娠35週までは2週に1回
  - 妊娠36週以後出産までは1週に1回ただし、医師や助産師の指示でこれを上回ることもあります。
- また、医師等から妊娠・出産に伴う症状等について指導を受け、事業主に申し出た場合には、事業主は、指導事項を守ることができるようにするための措置を講じなければなりません。

医師等から母体または胎児の健康保持等について受けた指導を職場に的確に伝えるために「母性健康管理指導事項連絡カード」をご利用ください。様式はこちらからダウンロードできます。



## 2. 産前・産後・育児期の労働

- 時間外労働や深夜業(午後10時から午前5時までの間の労働)の免除や一定の有害な業務への就業の制限等があります。また、1歳未満のお子さんを育てる女性は、事業主に請求することにより、1日2回少なくとも各30分の育児時間をとることができます。

## 3. 産前・産後の休業

- 産前6週間(双子以上の場合は14週間)は事業主への請求により休業することができます。産後8週間は事業主は就業させることはできません。ただし、産後6週間経過後に医師が支障がないと認めた業務については、本人の請求により就業することができます。

## 4. 育児休業等、男女労働者の育児のための制度

- 子が1歳に達するまでの間(特別な理由がある場合には最長子が2歳まで)は、事業主に申し出ることによって、父親、母親のいずれでも育児休業をとることができます。(一定の要件を満たした有期契約労働者も休業できます。)
- 父母がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間(父親、母親各々最大1年間)取得できます。
- 3歳未満の子どもを養育する労働者は、短時間勤務制度(原則1日6時間)を請求できます。
- 小学校入学までの子どもを養育する労働者は、一定の要件を満たす場合、深夜業の免除を請求できます。また、法定時間外労働の制限(1か月24時間、年間150時間まで)、所定外労働の免除(残業免除)を請求できます。  
小学校3年生修了までの子どもを養育する労働者は一定の条件を満たす場合、子の看護等休暇(対象となる子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日)を取得できます。

問 愛知労働局雇用環境・均等部指導課 ☎052-857-0312

(2. 3. については、問合せの内容によっては、別の窓口をご案内することもあります。)

さらに詳しく知りたい方は > **働く女性の心と体の応援サイト** <https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp>  
こちらをご利用ください。

## 産後パパ育休(出生時育児休業)

育児休業とは別に産後パパ育休の取得が可能です。  
子の出生後8週間以内に合計28日の範囲内で2回に分割して取得することが可能です。  
取得には原則休業の2週間前までに申請が必要です。



詳しくはこちら

## 育児・介護休業法が改正され、令和7年4月および10月に施行されました

男女とも仕事と育児を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などの改正を行いました。

令和7年10月1日からは、事業主は3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下①～⑤から選択して、2つ以上の措置を講ずることとなり、講じられた措置について、労働者はその中から1つ選択し、利用できます。

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

他にも改正事項がありますので、改正内容の詳細については、厚生労働省ホームページ「育児・介護休業法の改正内容」(上記の二次元コード)をご覧ください。